

2022年3月31日

## 年金額 10 万円未満時の一括支払取扱い変更に関するお知らせ

2022年4月1日より、お客さまの利便性向上を目的として特約の取扱いを下記の通り変更いたしますのでお知らせいたします。

ご不明な点などございましたら、下記フリーダイヤルまでお問い合わせください。

なお、ご契約者の皆さまにおかれましては、本変更に関して特段必要なお手続きはございません。

### 記

#### 対象の特約および変更内容

特約名称	変更前	変更後
介護認知症年金支払移行特約	年金額が 10 万円に満たない場合、 年金ならびに年金の一括支払不可	年金額が 10 万円に満たない場合、 年金支払開始日に年金の一括支払を 請求する場合に限り支払可
介護年金支払移行特約		
年金支払移行特約（I型）		

#### 《お問い合わせ先》

T & D フィナンシャル生命 お客様サービスセンター

フリーダイヤル 0120-302-572

受付時間 9:00～17:00（土・日・祝日等を除く）

以上

約款（※変更箇所を抜粋）

変更前	変更後
<p style="text-align: center;"><b>介護認知症年金支払移行特約</b></p> <p>（途中省略）</p> <p>第3条（介護認知症年金額）</p> <p>① 介護認知症年金額は、会社の定める方法により、年金支払開始日の前日における主契約の解約払戻金額（この特約の年金支払開始日当日において確定保険金額に加算されるべき追加額がある場合にはその追加額を含めるものとします。以下「年金原資額」といいます。）を基準として、年金支払開始日における会社の定める率により計算した金額とします。</p> <p>② 同一の被保険者について、前項の金額と会社の定める他の保険契約および特約の年金額（以下「他の年金額」といいます。）とを通算して 3,000 万円をこえるときは、つぎの各号のとおり取り扱います。</p> <p>1. 前項の規定にかかわらず、介護認知症年金額は、3,000 万円から他の年金額を差し引いた金額とします。</p> <p>2. 年金原資額から前号の介護認知症年金額の年金原資に相当する金額を差し引いた残額を一時に介護認知症年金受取人に支払います。</p> <p>③ 前2項の規定にかかわらず、介護認知症年金額が 10 万円に満たないときは介護認知症年金支払に移行することはできません。</p> <p>（以下省略）</p>	<p style="text-align: center;"><b>介護認知症年金支払移行特約</b></p> <p>（同左）</p> <p>第3条（介護認知症年金額）</p> <p>① 介護認知症年金額は、会社の定める方法により、年金支払開始日の前日における主契約の解約払戻金額（この特約の年金支払開始日当日において確定保険金額に加算されるべき追加額がある場合にはその追加額を含めるものとします。以下「年金原資額」といいます。）を基準として、年金支払開始日における会社の定める率により計算した金額とします。</p> <p>② 同一の被保険者について、前項の金額と会社の定める他の保険契約および特約の年金額（以下「他の年金額」といいます。）とを通算して 3,000 万円をこえるときは、つぎの各号のとおり取り扱います。</p> <p>1. 前項の規定にかかわらず、介護認知症年金額は、3,000 万円から他の年金額を差し引いた金額とします。</p> <p>2. 年金原資額から前号の介護認知症年金額の年金原資に相当する金額を差し引いた残額を一時に介護認知症年金受取人に支払います。</p> <p>③ 前2項の規定にかかわらず、介護認知症年金額が 10 万円に満たないときは介護認知症年金支払に移行することはできません。<u>ただし、介護認知症年金受取人が、年金支払開始日に第8条（介護認知症年金の一括支払）に定める介護認知症年金の一括支払を請求する場合を除きます。</u></p> <p>（同左）</p>
<p style="text-align: center;"><b>介護年金支払移行特約</b></p> <p>（途中省略）</p> <p>第3条（介護年金額）</p> <p>① 介護年金額は、会社の定める方法により、年金支払開始日の前日における主契約の解約払戻金額（この特約の年金支払開始日当日において確定保険金額に加算されるべき追加額があ</p>	<p style="text-align: center;"><b>介護年金支払移行特約</b></p> <p>（同左）</p> <p>第3条（介護年金額）</p> <p>① 介護年金額は、会社の定める方法により、年金支払開始日の前日における主契約の解約払戻金額（この特約の年金支払開始日当日において確定保険金額に加算されるべき追加額があ</p>

る場合にはその追加額を含めるものとします。以下「年金原資額」といいます。)を基準として、年金支払開始日における会社の定める率により計算した金額とします。

- ② 同一の被保険者について、前項の金額と会社の定める他の保険契約および特約の年金額(以下「他の年金額」といいます。)とを通算して3,000万円をこえるときは、つぎの各号のとおり取り扱います。
  1. 前項の規定にかかわらず、介護年金額は、3,000万円から他の年金額を差し引いた金額とします。
  2. 年金原資額から前号の介護年金額の年金原資に相当する金額を差し引いた残額を一時に介護年金受取人に支払います。
- ③ 前2項の規定にかかわらず、介護年金額が10万円に満たないときは介護年金支払に移行することはできません。

(以下省略)

### 年金支払移行特約 (I型)

(途中省略)

#### 第1条 (特約の締結)

- ① この特約は、保険契約者から、被保険者の同意を得たうえで、主たる保険契約(以下「主契約」といいます。)の全部について将来の保険金等の支払に代えて、年金支払に移行する旨の申出があり、会社が承諾したときに、主契約に付加して締結します。
- ② この特約の締結日は、会社の本店が請求書類を受け付けた日の翌日とします。
- ③ 前項の規定にかかわらず、つぎの場合はこの特約を締結することはできません。
  1. 第3条(年金額)第1項の年金額が10万円に満たないとき。

る場合にはその追加額を含めるものとします。以下「年金原資額」といいます。)を基準として、年金支払開始日における会社の定める率により計算した金額とします。

- ② 同一の被保険者について、前項の金額と会社の定める他の保険契約および特約の年金額(以下「他の年金額」といいます。)とを通算して3,000万円をこえるときは、つぎの各号のとおり取り扱います。
  1. 前項の規定にかかわらず、介護年金額は、3,000万円から他の年金額を差し引いた金額とします。
  2. 年金原資額から前号の介護年金額の年金原資に相当する金額を差し引いた残額を一時に介護年金受取人に支払います。
- ③ 前2項の規定にかかわらず、介護年金額が10万円に満たないときは介護年金支払に移行することはできません。ただし、介護年金受取人が、年金支払開始日に第8条(介護年金の一括支払)に定める介護年金の一括支払を請求する場合を除きます。

(同左)

### 年金支払移行特約 (I型)

(途中省略)

#### 第1条 (特約の締結)

- ① この特約は、保険契約者から、被保険者の同意を得たうえで、主たる保険契約(以下「主契約」といいます。)の全部について将来の保険金等の支払に代えて、年金支払に移行する旨の申出があり、会社が承諾したときに、主契約に付加して締結します。
- ② この特約の締結日は、会社の本店が請求書類を受け付けた日の翌日とします。
- ③ 前項の規定にかかわらず、つぎの場合はこの特約を締結することはできません。
  1. 第3条(年金額)第1項の年金額が10万円に満たないとき。ただし、年金の種類が確定年金または年金原資確保型終身年金の場合で、特約年金受取人が、年金支払開始日に第8条(年金の一括支払)に定める年金の一括支払を請求するときを除きます。

2. 主契約の契約日からこの特約の締結日の前日までの期間が1年未満であるとき

- ④ この特約が締結されたときは、会社は、年金証書を特約年金受取人に交付します。
- ⑤ 前項までの規定にかかわらず、この特約は、外貨支払特約と重複して主契約に付加することはできません。

(以下省略)

2. 主契約の契約日からこの特約の締結日の前日までの期間が1年未満であるとき

- ④ この特約が締結されたときは、会社は、年金証書を特約年金受取人に交付します。
- ⑤ 前項までの規定にかかわらず、この特約は、外貨支払特約と重複して主契約に付加することはできません。

(同左)